

# 読むことや学ぶことへ差別禁止の潮流が与える影響

東京大学先端科学技術研究センター  
准教授 近藤 武夫

## 3人の子どもの共通点は？

A君は小学校5年生。テレビのニュースや教育番組で見聞きする社会情勢や科学技術、特に宇宙ロケットの技術や宇宙物理学にとっても関心がある。知りたい欲求にかられて、休日には博物館や天文観測所などを訪れ、宇宙とそのありようについて知ることが何よりも楽しみだ。

B君も同じく小学校5年生。鉱物や化石、海洋生物に対する好奇心は周囲の誰よりも強い。近隣の海岸でフィールドワークを重ねており、昨年の夏にはある貝の生息分布とその歴史について自分の足で調べ上げた。

C君は高校2年生。理数系が好きで、将来大学に進学して、記憶や認識に関わる脳の仕組みを研究することが夢だ。長期の休みには、脳科学のセミナーや研究発表会に参加して話を聞くために、夜行バスに乗って地方から都内へやってくる。

実は彼らすべてに共通していることがある——高い好奇心と学問的探究心？ いや、それ以外のことだ。それ

は「発達性のディスレクシア」すなわち、彼らに生まれつきの読み書き障害があることだ。

彼らは文字を視覚的に読んで、そこから音や意味を認識することに障害があるため、文書の内容を把握することに大きな困難を感じている。

## 発達性ディスレクシアの特性

発達性ディスレクシアでは、紙と鉛筆での読み書き作業を行う場合、大変たどたどしく時間がかかったり、間違いが多くなる。行を飛ばして読んでしまったり、見落としや読み間違いは当然起こりやすく、印刷物を読んだ後に本人に内容を聞くと、実際とはやや異なる、本人が推測した内容になっていることもある。

ペンで文字を書くことにも困難は起きやすい。書字に大きな負担を感じ、作文の質が極端に低くなることもある。非常に乱れた文字で、短い文章がぽつんと書いてあったりする。

この障害は、まったく読み書きができないわけではないため、専門性のない人からは、怠慢や学習不足と区別が

つかないことも少なくない。口頭で話すと、知識に富んだ高度な内容を話す場合もあり、一見してその区別がつきにくく誤解が生じやすい。発言内容と読み書き結果に非常に大きなギャップのある子どもに出会うと、人は戸惑う。怠慢と誤解して、本人を叱責したり、低い評価を下してしまう人も珍しくない——たとえそれが親や教師であっても。

## 通常学級の中で支援が必要な子どもたち

このような発達性ディスレクシアのある児童生徒は、通常学級にかなりの数がいることが知られている。

文部科学省の平成24年度の統計では、通常学級に通う生徒の4.5%に学習障害のある児童生徒がいる可能性が示唆されている。小中学校に通う生徒の数が現在およそ1千万人であるから、約45万人もの学習障害のある児童生徒がいる可能性がある。しかし平成23年度の文科省の統計では、通級指導を受けている児童生徒数は6万5千人ほどにとどまるため、彼らに合った学習方法に出会うことができていない生徒は相当数に及ぶだろう。

実際に、米国で特別支援を受けている学習障害のある児童生徒数は、240万人と言われる。日本の教育現場の潜在的支援ニーズも計り知れない。

そもそも、発達性ディスレクシアがあることは、内容を理解できないことを意味しない。視覚的に図やイメージを見たり、耳で聞いて内容を理解することは、文字から情報を得るよりもずっと楽にできる。

しかし学校での教科書は、基本的に印刷されたものだ。前述の三人は皆、通常学級に通っている。彼らも印刷された文字からは内容を把握することがむずかしいので、支援団体が電子化した教科書を使い、パソコンやタブレットの音声読み上げ機能を使って教科書の内容を耳で聞いて読んだり、文字を拡大したり、背景と文字の色を自分が見やすいように調整したり、読み上げている部分をハイライトさせたりと、さまざまな工夫をしながら学んでいる。書いて記録することにも、ペンではなくワープロやデジカメ機能を使う。

学校では当初、「その子だけ特別にほかの生徒と違う扱いをすることはできない」と言われて認められなかったが、本人と保護者、支援者の根気強い説明で、次第に障害から来る困難さと、ほかの生徒とは違うツールを使った学習方法が認められるようになってきた。

C君にいたっては、高校受験でも、紙ではなく音声を聞く形で試験を受けることができた。彼ら三人は、たまたま支援団体のサポートを得て、その子なりの学習方法に触れることができた。

それは、人生のゴールや成功例などではなく、彼らのひとりひとりの夢に向けたスタートラインに過ぎない。教育を受けることは、誰もが得られるべき権利である。そう考えると、こうした配慮は本来、何ら特別なことではないはずだ。

## 障害者差別解消法の成立

2013年6月、障害のある人の社会参加上、大きなブレイクスルーとなることが起こった。それは、国連障害者の権利条約の批准に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が成立したことである。

その結果、日本社会にこの法律が施行される2016年4月から、「障害のある人への差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務づける」という仕組みが導入されることになった。

障害者差別の法的禁止、という考えは、日本人にとってあまりなじみのない制度である。障害者差別（障害を理由として平等な機会が得られないこと）が禁止され、合理的配慮（平等な機会保障のために、合理的な範囲で、個別のケースで必要とされている配慮）を提供することが社会のさまざまな場面で義務づけられるようになる。つまり「その子だけ特別に他の生徒と違う扱いをすることはできない」と配

慮を否定することが差別となるケースが生まれる。

## 読書にも「合理的配慮」を

読書への影響という点から、差別的な状況があるか否かを考えてみよう。たとえば、日本政府が認める教科書である検定教科書は、障害のある児童生徒にとってもアクセス可能となっているだろうか？ または、図書館で本を借りて読むことは、国民誰もが受けることのできるサービスだが、障害のある人のアクセスが多くの図書館で確保されているだろうか？

前述の発達性ディスレクシアはもちろん、視覚障害のため、紙に印刷された文字を見ることがむずかしかったり、肢体不自由があって、紙の本のページめくりをすることがむずかしい場合もある。つまり、障害があると、本来誰もが受けられる学校教育の教科書や、図書館サービスという機会を平等に受けることがむずかしい。

本稿ではディスレクシアの例を挙げたが、他にもさまざまな障害で「読むことに関わる機会から排除される」ケースは枚挙にいとまがない。

学校で教科書や教材を読むことや、図書館などで読みたい本を読むことに代表されるような、基本的な情報アクセシビリティに関わる制度整備と具体的実践もさらに進んでいこう。

私自身は、AccessReading.orgというウェブサイト運営して障害のある児童生徒の教科書アクセスを支援している。そこでは、伊藤忠記念財団が製作した電子図書の配信も行っている。

またDO-IT Japanという、多様な障害のある小中高校生、大学生の教育・就労への移行支援を通じたリーダー養成プログラムに関わっている。差別禁止や合理的配慮が社会に根づいた近い将来、こうした活動が社会全体で当然行われていることとなり、実践が不要

となる未来が訪れることを楽しみにしている。

以上のような一連の動きは、まさに今、緒についたばかりだ。障害のある人もない人も、教育や就労、地域生活など、共に等しい社会参加の機会が得られるよう、インクルーシブな社会を作ることを目指した国連障害者権利条約の理念が、今後どのように日本社会にコンセンサスとして根づいていくのか、私たちは関心をもって見つめる必要があるだろう。

